

# 変更等届出の手引き

## 1 届出について

この様式は既に産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業）許可及び特別管理産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業）許可を取得している方が、役員や運搬用車両等の変更を行った場合のものです。廃棄物処理法により変更事項が発生した場合、変更の日から10日以内（法人であって、役員変更など登記事項証明書の添付を要する変更にあつては、変更の日から30日以内）に岡山県知事に届け出なければなりません。

なお、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物を併せて、産業廃棄物と表現しています。

### ※ 変更許可

次の事項に該当する場合は、届出ではなく、変更許可申請が必要になります。この様式では変更できません。

なお、処分業に係る変更事項は、事前に窓口へ相談することが、大変重要です。

〈収集運搬業〉

- ア 取り扱う産業廃棄物の種類を増やしたいとき（限定の解除を含む。）
- イ 積替え・保管場所を追加したいとき
- ウ 積替え・保管場所の面積又は地番を増やしたいとき

〈処分業〉

- ア 取り扱う産業廃棄物の種類を増やしたいとき（限定の解除を含む。）
- イ 処分の方法を変更・追加したいとき（例：「焼却」を「焼却+破碎」に変更する。）
- ウ 処分業を行う場所を追加したいとき
- エ 処分業を行う場所の面積又は地番を増やしたいとき

## 2 届出受付窓口

- (1) 許可証の交付を受けた担当部局に届出書を提出することとなります。
- (2) 収集運搬業許可申請に係る担当部局は、次のとおりです。

### ① 県内に本店を設置する法人及び住所がある個人事業者

担当部局	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 地域政策部 環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086-233-9805	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 地域政策部 環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7007	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局 地域政策部 環境課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1243	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

### ② 県外に本店を設置する法人及び住所がある個人事業者

次の順により、担当部局を選んでください。

- ア 県内に産業廃棄物業務を担当する支店、営業所等がある場合  
支店、営業所等の所在地を管轄区域とする担当部局

- イ 産業廃棄物の運搬を受託しようとする排出事業場が県内にある場合  
排出事業場の所在地を管轄区域とする担当部局
  - ウ 委託を受けようとする産業廃棄物の運搬先（処分場）が県内にある場合  
運搬先（処分場）の所在地を管轄区域とする担当部局
- ③ 「積替え・保管を含む許可」を申請する場合は、上記①及び②によらず、積替え・保管場所を設置しようとする場所（岡山市、倉敷市を除く。）を管轄区域とする担当部局

### 3 手続きの方法等

- (1) 届出方法  
届出書は可能な限り、御来庁のうえ提出してください。
- (2) 届出受付時間  
平日の午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分頃まで、及び午後 1 時から午後 5 時頃まで。
- (3) 提出部数  
提出は、**正本 1 部**ですが、副本を作成し各届出者において保存しておくようお願いします。
- (4) 手数料  
不要です。

### 4 ダウンロードできる届出書類

ダウンロードできる産業廃棄物収集運搬業変更届出書類は、次表の 10 枚で構成されています。書類は、届出書、添付書類（別紙）に区分されています。届出書（添付書類を含む。）を作成・提出する際に、「5 添付する書類等」と併せて、参考としてください。

書類の名称	区分		備考	
産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書	届出書	様式第十一号	<b>必須書類</b>	
特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書		様式第十七号		
事務所等の名称・所在地及びその見取図	添付書類	別紙 4（参考）	「5 添付する書類等の添付書類一覧表」を参考に、必要となる書類を作成の上、届出書に添付してください。	
事務所等の写真（1）		別紙 5（参考）		
事務所等の写真（2）		別紙 6（参考）		
運搬車両（又は運搬船）一覧（変更届出用）		別紙 2-2-2		
運搬車両の写真		別紙 2-6		
役員等新旧対照表		別紙 7		
（欠格条項に該当しない者であることの）誓約書		別紙 2-10		
欠格条項について		別紙 2-10の参考		参考であるため添付不要
添付書類の省略に関する申立書		別紙 3-2		同時に提出する二以上の申請書等があり、共通する添付資料を省略する場合、届出書に添付してください。

### 5 添付する書類等

次の許可の種類に応じた届出書に、次の書類を添付して提出してください。

許可の種類	届出書
産業廃棄物収集運搬業・処分業	様式第十一号
特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業	様式第十七号

〈添付書類一覧表〉

変更事項等	添付書類等
<p>1 住所(法人にあつては、本店の所在地)</p>	<p>① 法人の場合は、法人(商業)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)  <b>【*】法務局</b></p> <p>② 個人の場合は、住民票(本籍地(外国人にあつては国籍等))の記載があるもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの  <b>【*】市町村役場</b></p> <p>③ 別紙4(参考)(事業所等の名称・所在地及びその見取図)</p> <p>④ 別紙5(参考)(事務所等の写真(1)) ※おおむね届出日から六箇月以内に撮影したもの</p>
<p>2 氏名(婚姻等による名前の変更)又は法人の組織・名称の変更</p>	<p>① 法人の場合は、法人(商業)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)  <b>【*】法務局</b></p> <p>② 法人で組織・名称の変更の場合は、定款又は寄付行為の写し</p> <p>③ 個人の場合は、住民票(本籍地(外国人にあつては国籍等))の記載があるもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの  <b>【*】市町村役場</b></p>
<p>3 ① 法定代理人(法人の場合は、当該法人の役員(監査役・相談役・顧問及び会計参与を含む。)を含む。)の変更          ② 法人の役員(監査役・相談役・顧問を含む。)の変更          ③ 発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資額の5%以上の額に相当する出資者の変更          ④ 政令で定める使用人の変更</p>	<p>① 別紙7(役員等新旧対照表)</p> <p>② 別紙2-10((欠格要件に該当しない者であること)の誓約書)          ※ 左記③において、法人株主(出資者)は除く。</p> <p>③ 変更に係る者の住民票(本籍地(外国人にあつては国籍等))の記載があるもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの  <b>【*】市町村役場</b></p> <p>④ 変更に係る者の登記されていないことの証明書(成年被後見人及び被保佐人に該当しないこと) <b>【*】4ページの6(1)を参照</b>          ※ 証明書を提出できない場合は、事前に窓口へ相談してください。</p> <p>⑤ 法人(法定代理人である法人を含む。)の役員の変更の場合は、法人(商業)登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <b>【*】法務局</b>          ※ 登記事項証明書に代表理事しか記載されない森林組合等における理事の変更のような場合は、登記事項証明書に代えて総会議事録の写し等</p> <p>⑥ 新たな株主(出資者)が法人の場合は、当該法人の法人(商業)登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <b>【*】法務局</b></p> <p>⑦ 新たな法定代理人が法人の場合は、当該法人の法人(商業)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)並びに役員(監査役・相談役・顧問及び会計参与を含む。)の住民票(本籍地(外国人にあつては国籍等))の記載があるもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの及び登記されていないことの証明書(成年被後見人及び被保佐人に該当しないこと)</p> <p>※ 左記の変更内容が退任(減少)のみの場合及び役員、株主(出資者)又は使用人相互間の変更の場合は、上記②、③、④の添付は不要です。</p>

4	事務所等（本店を除く支店、営業所）の所在地の変更 （処分業の場合は、事前に窓口へ相談してください。）	①別紙4（参考）（事業所等の名称・所在地及びその見取図） ②別紙5（参考）（事務所等の写真（1））※おおむね届出日から六箇月以内に撮影したもの ③別紙6（参考）（事務所等の写真（2））※おおむね届出日から六箇月以内に撮影したもの ※左記の変更内容が廃止（減少）のみの場合は、上記書類の添付は不要です。
5	事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模の変更	①別紙2-2-2（運搬車両（又は運搬船）一覧（変更届出用）） ②別紙2-6（運搬車両の写真）（前面及び側面）※おおむね届出日から六箇月以内に撮影したもの ③車両（船舶）の検査証の写し（電子化された自動車検査証の場合にはその写しに代えて「自動車検査証記録事項」の写し） ④車両（船舶）を借用する場合は、借上契約書等の写し ※左記の変更内容が廃止（減少）のみの場合は、上記②、③、④の添付は不要です。
	車両の増廃 車 船舶の増廃 船	
	車庫の変更	①別紙4（参考）（事業所等の名称・所在地及びその見取図） ②別紙6（参考）（事務所等の写真（2））※おおむね届出日から六箇月以内に撮影したもの ※左記の変更内容が廃止（減少）のみの場合は、上記書類の添付は不要です。
	積替え・保管場所、中間処理施設及び最終処分場に係る変更	事前に窓口へ相談してください。
6	岡山市又は倉敷市における積替え・保管の許可の有無の変更	変更に係る許可証の写し（積替え・保管の許可を有することとなった場合に限る。）
7	取扱う産業廃棄物の種類の一部廃止（縮小）	※添付資料は不要
8	特別管理産業廃棄物の性状分析者の変更	①最終学歴の卒業証明書又は衛生検査技師、臨床検査技師等であることを証する書類 ②分析者が、特別管理産業廃棄物に関する業務又は研究に従事したことを証する書類
9	業の廃止	現在保有している許可証 ※積替え・保管場所、中間処理施設及び最終処分場に係る業の廃止の場合は、事前に窓口へ相談してください。

**【\*】を付した証明書類について**

- 1 この記号の右側に記載している役所で取得してください。
- 2 発行日から3箇月以内のものを添付してください。
- 3 コピーを提出する場合は、必ず原本を持参し、確認を受けてください。

## 6 作成上の留意事項等

### (1) 「5 添付する書類等」3④で求める登記されていないことの証明書について

登記されていないことの証明書とは、後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書で、「成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書」のことです。

なお、証明申請書の「本籍欄」は外国籍の方のみ国籍を記載してください。(日本国籍の方は記載不要) 次のいずれかの方法で取得してください。

#### ①窓口申請の場合

全国の法務局・地方法務局の本局戸籍窓口で申請できます。

岡山地方法務局 岡山市北区南方1-3-58 電話 086-224-5656

#### ②郵送申請の場合

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 後見登録課

電話 03-5213-1234 (代表)、03-5213-1360 (ダイヤルイン)

ホームページ [http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i\\_no\\_02.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html)

ご不明な点は、東京法務局又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせいただくか、次のホームページを参照してください。

(法務省の申請手続のページ) <http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>

### (2) 書換え許可証の交付について

許可証の書換えを要する届出の場合は、電話等により書換え許可証が作成できた旨を通知します。新しい許可証の交付時に旧許可証を回収するとともに、受領書に受取りに来られた方の署名をいただきます。

なお、郵送による書換え許可証の交付を希望される場合は、返送先を記入した返信用封筒(A4版の書類が入る大きさで簡易書留相当の郵便切手を貼った封筒、又はレターパックプラス)を提出してください。

返信用封筒に新しい許可証と受領証を入れて送付しますので、受領証に受け取りの署名を行った後、旧許可証とともに返送してください。

〈許可証の書換えが必要な届出〉

#### ①法人の場合

ア 住所(本店所在地)の変更

イ 名称の変更

ウ 代表者の変更

#### ②個人の場合

ア 住所(住民票)の変更

イ 氏名(婚姻等による氏名)の変更

#### ③法人・個人共通

ア 取り扱う産業廃棄物の種類の一部廃止(縮小)

イ 積替え・保管場所の廃止(縮小)

ウ 岡山市又は倉敷市における積替え・保管の許可の有無の変更

### (3) 届出書への受付印の押印について

届出に対する受理書の交付はしておりませんので、届出の際に希望があれば、副本(控え)に受付印を押しています。

### (4) 添付書類の省略について

同時に二以上の申請書等を提出する場合は、重複する添付書類は省略することができます。省略する場合は、「添付書類の省略に関する申立書（別紙3-2）」に、その旨を記載してください。